

## 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
秩父市

- 2 構造改革特別区域の名称  
秩父市幼児教育特区

- 3 構造改革特別区域の範囲  
秩父市の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

秩父市では、現在の経済不況の中にあって企業の再編・撤退による商業活動の不振から人口動態を見ると、平成6年4月1日に人口61,774人、19,614世帯、一世帯当たり3.15人が、平成15年4月1日には人口59,871人、21,337世帯、一世帯当たり2.81人と減少の一途を辿り少子化・核家族化が進行しています。0歳から8歳の幼児人口は、平成6年4月1日に6,005人、市人口の9.72%が、平成15年4月1日には5,022人、市人口の8.39%と減少し少子化が一層進行する中であって、家計を助けるための女性の社会進出が進み、地域や家庭での幼児教育が低下している状況にあります。

市内に市立幼稚園1園、私立幼稚園が7園あり、各幼稚園の園長と市教育委員会で意見交換会を実施したところ、各幼稚園では満二歳児の入園について、幼児教育特区が認定されれば実施したいというところが多く見受けられました。また、幼稚園の目的についても、近隣に住む幼児が通園し、そこで集団生活を送ることを通じて、適正な指導を受けていく場であり、家庭や地域と連携しつつその心身の発達を助長するために、幼児教育が必要であるとの意見が大多数であります。

当市での幼児教育については、私立幼稚園で市民需要の大部分を対応していますが、幼児教育の需要が、少子化の影響を受け減少し私立幼稚園では、空き教室などの施設の余裕も生じているところから、三歳未満児の入園により園児数の確保が可能となり、幼児教育の充実が図られるのと同時に、保護者からの三歳未満児の入園要望に答えられるものであります。

- 5 構造改革特別区域計画の意義

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、

地域社会の中で、家庭と十分な連携を図り、幼児一人一人の望ましい発達を促していく重要な役割が幼稚園にはあります。また、近代社会の諸状況での子供の発育発達の変化は著しいものがある一方で、少子化や両親が仕事をしている核家族化による子育て不安など、親の要望にも応える使命もあります。

現実に満三歳児入園を実践してみると、幼児の誕生日が異なるため年度途中の入園がまちまちであり、教育課程の配列の問題や教員確保が十分にできない状況であります。また、三歳児クラスに編入することも教育課程に問題を残すこととなります。

これらのことから、三歳未満児の入園を促進することにより、幼稚園の本来の目的により近づけるものと考えます。さらに、年度当初から入園することにより一貫した教育と集団生活指導ができることから、組織的・計画的な教育活動の推進と、幼児期における社会性の涵養に早期に取り組むことができます。

この規制改革を早期に実施することにより、私立幼稚園などの民間活力を最大限に引き出し、本市における幼児教育の一端を担うことができるものと考えます。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

いつでも、誰でも安心して子育てのできる街づくりを基本理念とする、秩父市子育て支援総合計画の充実を目指し、具体的に次の事項を目標とします。

- 1) 当該特区を導入することで、二歳児の同年齢園児が増加し、早期に集団生活を経験することにより、幼児間の相互啓発と心身の健全な発達の醸成を目指します。
- 2) 二歳児の保育数の増加に伴い、二歳児のカリキュラム、独立学級の設置あるいは年度当初から適正な専任教諭の配置を目指します。
- 3) 共働き世帯が増加傾向にあり、幼稚園の延長保育との組合せにより、待機児童の解消を目指します。
- 4) 幼稚園の二歳児保育の実施は、保育園に通わせることのできない家庭への対応策ともなり、子供の心の安らかな発達の促進と親の育児不安の相談や子育てに係る情報の提供・援助の調整を行う、子育て支援センターの総合的な施策の充実を目指します。
- 5) 育児の軽減を図ることにより、男女共同参画社会を進める本市にとって、女性の社会参画の促進を目指します。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成14年度の満三歳児の入園は6名おりましたが、今年度においても入園年齢までの待機児童がいる一方で、年度途中での入園を敬遠する親も多くいま

す。この特例の適用により、年度当初から20人ぐらいの入園が見込まれますが、この事業を秩父市政だより等で周知することにより、将来的には各幼稚園で二歳児のークラス(10人以上)編成が可能となる増加が見込まれます。また、延長保育との組合せにより、保育園の待機児童の解消も図られます。

このほか、親が早期に幼稚園と関わりを持つことは、秩父市母子保健計画、秩父市子育て支援総合計画の目的がより一層充実したものとなり、母親の育児軽減が図られ、女性の社会参加やボランティア活動等が活発となり、男女共同参画社会の実現に向け、効果が期待できます。

## 8 特定事業の名称

三歳未満児に係る幼稚園入園事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

秩父市では、子育て支援総合計画において市関係部局や社会福祉協議会、私立幼稚園等と連携しながら、次のような事業を推進しています。

- 1) 地域社会全体が子育てを支援する体制の整備として、 児童委員・主任児童委員による地域の子どもや子育て家庭に対する相談・支援活動の活性化を推進します。 子育てボランティア活動の促進は、保育の相互援助を目的とする会員組織の設置を推進します。 子育てサークルの育成と活動支援は、親子同士が相互に交流する中で、子どもの遊びや発達を促す子育てサークルの育成に努め、情報を提供する支援を行っています。
- 2) 子育て家庭に対するサービスの充実として、 地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、情報や保護者相互の交流機会を提供するとともに、地域の子育て家庭との連携による各種事業の企画立案を行う等、子育て家庭支援の総合的拠点の設置・運営を行います。 保育所における地域交流事業は、身近な地域における仲間づくりの場を提供する事業を行っています。
- 3) 子育てに関する相談・情報提供体制の整備として、 子育てに関する総合的な相談窓口の設置は、福祉、保健、教育等の各部門と連携させ、効率的かつ専門的な相談体制の確立をします。 教育相談の充実は、不登校、いじめ等に関する教育相談の充実のため、さわやか相談員、ボランティア相談員の活動支援を行っています。
- 4) 子育て家庭に対する経済的支援等の充実として、 児童手当制度等の

充実を行っています。乳幼児医療費等の公費負担制度の充実を行っています。保育所における保育料の軽減を行っています。幼稚園就園奨励費補助事業の充実を行っています。ひとり親家庭に対する支援の充実を行っています。

- 5) 多様なニーズに対応した保育サービスの提供として、保育時間の延長や幼稚園における預かり保育の促進を行っています。低年齢児保育の拡充や民間保育施設への支援の充実と連携の強化を行っています。学童保育の充実を行っています。
- 6) 男女共同参画による子育ての促進として、男女共同参画理念の普及・啓発は講演会やセミナー開催を行っています。性別役割分担意識の改善は、公民館等による社会教育の場において、家事及び育児に関する講座等の開催を行っています。
- 7) 幼児教育の充実として、保育所及び幼稚園等における教育の充実は、幼児の豊かな情操と思いやりの心を育む教育が行われるよう研修等を行っています。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定後

### 4 特定事業の内容

幼児が満二歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、特区内の幼稚園に入園することができ、満二歳児の入園受け付けを平成15年11月から行い、入園は平成16年4月からとします。

この特定事業は、当面私立幼稚園の学校法人弘道学園秩父幼稚園、学校法人菊水学園花の木幼稚園、学校法人愛恒学園秩父さくら幼稚園、学校法人秩父緑が丘幼稚園、学校法人光学園大畑幼稚園の5園で実施します。

秩父市立久那幼稚園と私立幼稚園の学校法人橘学園秩父ふたば幼稚園、秩父こばと幼稚園の3幼稚園は設備や職員確保後に、実施していくものです。

### 5 当該規制の特例措置の内容

満三歳の誕生日が経過した日から入園する、現行の制度があまり周知されていないことや年度途中入園ということから、入園児童が少数であり、学校教育法第78条第2項の趣旨である、集団生活を体験させるという趣旨が生かされていないと判断できます。

また、当市の少子化や核家族化の傾向を見ると、0歳～8歳の幼児人口は平成6年4月1日に6,005人が平成15年4月1日には5,022人に減少し、平成6年4月1日に19.614世帯・一世帯当たり3.15人が平成15年4月1日には21.337世帯・一世帯2.81人と核家族化も進行し、共働き世帯が増加傾向にあります。幼稚園の児童数も少子化を反映し、平成6年4月1日に1,210人が平成15年4月1日には1,171人と減少の一途を辿っています。

これらのことから、当該規制の特例措置を講ずることは、二歳児に集団生活を体験させることで、同年齢間で相互啓発が行われ、幼児の心身の発達の助長と社会生活の涵養が図られ、生きる力と豊かな心が育まれることになると判断できます。また、若い夫婦への子育て相談の機会の確保や、親が育児から解放

されることによる、男女共同参画社会の実現を図ることができます。